

一人遺産分割協議の有効性

遺産分割協議後に他の相続人が死亡して相続人が一人になってしまった場合の相続登記手続き

1. 一人遺産分割協議とは

複数の相続人による遺産分割協議が必要であるにも関わらず、相続人が死亡した結果、最終的に残った相続人一人だけで遺産分割が成立したかのように主張して登記を行おうとした場合を言います。

このような数次相続の場合、中間相続人（死亡した相続人）を除いて、被相続人から直接最終相続人に登記手続き（中間省略登記）ができるかという課題があります。

中間省略登記ができれば、登記申請の手間を省けること及び登録免許税を節約できるというメリットがあります。

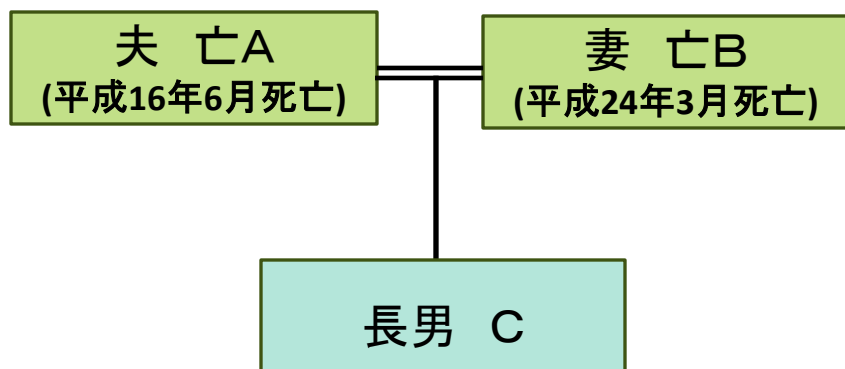
数次相続で中間省略登記が認められる条件として

- ① 中間の相続人が最初から一人であった場合
- ② 中間の相続人が複数名いたが、相続放棄や遺産分割協議などでその中の一人が相続した場合

最終相続人が1人になった場合の中間省略登記については、当初は肯定的であったが、近年「登記研究758号：H23年4月号」、「東京地裁判決H26.3.13」及び「法務省通達H28.3.2」等により原則否定されています。

登研・通達によれば、例外的に被相続人死亡により相続が開始された後、相続人全員の遺産分割協議が成立していれば、中間相続登記が可能とされています。

1-1. 最終相続人が1人の場合、中間省略登記ができるのか



図の関係では、中間の相続人は2人ですが、最終の相続人は1人です。

この場合であっても、最終相続人が1人で作成した遺産分割処分決定書

(または、遺産分割協議書) を添付することにより、中間省略登記が可能であったのがかつての登記実務でした。

「相続における戸籍の見方と登記手続 (日本加除出版)」でも取り扱いを肯定しています。

これらが、可能な根拠として、最終相続人が被相続人の権利義務

だけでなく、BがAから承継した権利義務（遺産分割権の承継も）していることから、両者の身分を併有しているものとして遺産処分決定（または、遺産分割協議）がおこなえるとしています。

ところが、近年になって上記の登記実務を否定する質疑応答（登記研究758号：平成23年4月号）が出てきました。

【要旨】

- ① Aの遺産分割についてBとCの、又はBの特別受益証明書があればA→Cの移転登記可能
- ② なければA→BC、B持分→Cの各移転登記すべき

【東京地判平成26年3月13日の要旨】

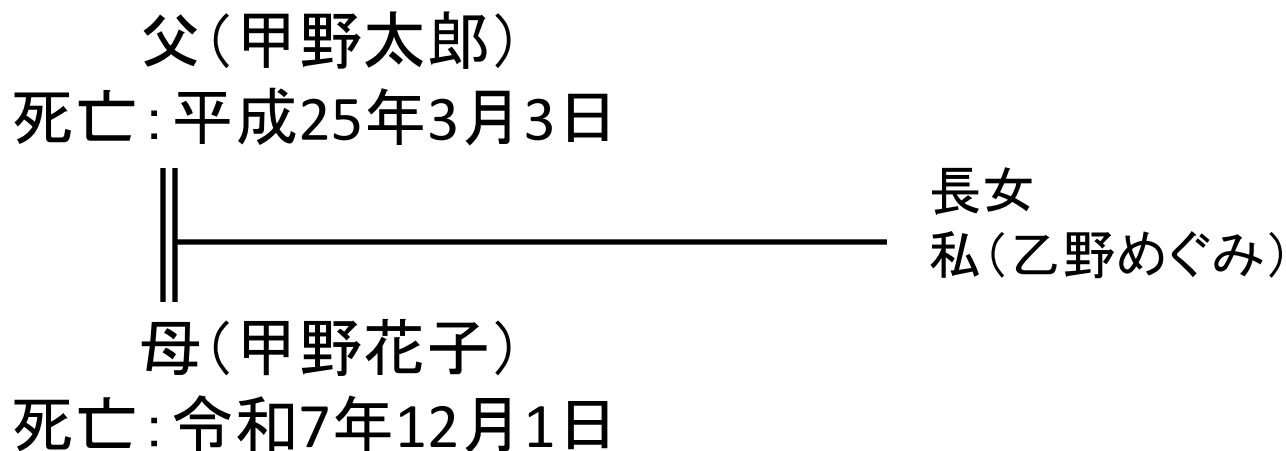
1次相続の時点で共同相続人である妻子の共有状態だったのが、2次相続が開始した時点で全ての権利義務が子に承継されるので、その後になって、遺産処分決定（または遺産分割協議）をする余地はないというわけです。

次に現在の、登記実務について事例を踏まえ解説します。

2. 父の死亡後他の相続人が死亡して、相続人が一人となった場合の手続き

【照会事例】

父が死亡し、相続登記をしないでいたら母も亡くなりました。
母の生前中に、父の所有する不動産は、私が全部相続するということまで話がまとまっていましたが、遺産分割協議書は作成していませんでした。子供は1人です。
この場合、父から直接、私への相続登記は可能でしょうか



2-1. 本件照会に関する法務省民事局民事第二課長回答について (平成28年3月2日)

【回答要旨】

遺産分割協議の方式は、民法上、特別の方式は要求されていませんので、遺産分割の協議は共同相続人の口頭による合意でも有効に成立します。ご質問では、お母さまとは、お父様の所有する不動産は全てあなたが相続するとの合意があったということですから、遺産分割協議は成立しておりますので、お父様の所有の不動産はすべてあなたが相続することになります。

その場合の添付情報は、相続を証する情報（戸籍謄本等）、登記名義人となる者の住所証明情報のほかに、その他の登記原

因証明情報として、以下の「遺産分割協議証明書」にあな
たの印鑑証明書を添付して提供すれば足ります。（平成28年3
月2日民事局民事第二課長）

遺産分割協議証明書

平成○年○月○日 ○県○市○町○丁目○番○号 甲野太郎の死亡によって
開始した相続における共同相続人甲野花子及び乙野めぐみが平成○年○月○日
に行った遺産分割協議の結果、○県○市○町○丁目○番○号 乙野めぐみが被
相続人の遺産に属する後記物件を単独取得したことを証明する。

平成○年○月○日
○県○市○町○丁目○番○号
乙野めぐみ 印

不動産の表示
(以下省略)

3. 生前に遺産分割協議をしていない場合

本件ケースが認められるのは、母親が生前に最終相続人の子と遺産分割協議していた場合に限られます。そのような事実がない場合には、本件のような扱いは認められていません。

したがって、生前に遺産分割協議をしていない場合には、母親の持分1/2、子の持分1/2とする法定相続分による相続登記をした後、母親の持分全部移転による相続登記をしなければならないとするのが法務局の扱いです（『登記研究』758号質疑応答、同759号「カウンター相談」）。

この場合、子が母親と父親の相続人として、1人で遺産分割協議をしても認められないようです。

法務局の考え方としては、母親が死亡したときに、父親の遺産に関わる遺産共有状態は解消されているのであるから、遺産分割できる前提が存在しない、つまり、1人では遺産分割協議が成立しないことを理由としているようです。

(参考：東京地方裁判所平成26年3月13日判決)